

報告第 10 号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により、議会において指定されている事項について別紙のとおり専決処分したので、同条第 2 項の規定により報告します。

令和 6 年 12 月 18 日提出

瀬戸内市長 武 久 顕 也

専 決 処 分 書

損害賠償の額を定め、和解することについて、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１８０条第１項の規定に基づき、議会の議決により指定された市長の専決処分事項として、次のとおり専決処分する。

令和６年１１月２９日

瀬戸内市長 武 久 顕 也

損害賠償の額を定め和解することについて

瀬戸内市邑久町虫明５１６５番地８９地先周辺で発生した自動車事故による損害について、次のとおり賠償額を定め、和解するものとする。

- | | | |
|---|--------|--|
| 1 | 事故の相手方 | |
| | 住 所 | 倉敷市 [REDACTED]
[REDACTED] |
| | 氏 名 | 久本 明美 |
| 2 | 事故の概要 | 令和６年９月９日（月）１７時３０分頃、瀬戸内市邑久町虫明５１６５番地８９地先周辺で、久本明美が運転する自家用車が市管理の法定外道路を横断するグレーチングの跳ねにより、自家用車後部のバンパー等にぶつかり破損する損害事故が発生した。 |
| 3 | 和解の要旨 | 瀬戸内市は、損害賠償金として、３７２，６００円を相手方に支払う。 |